

写

4農産第1294号
令和4年6月14日

東北、関東農政局生産部長 殿

農産局農業環境対策課長

降ひょうに伴う農作物の被害防止に向けた技術指導の徹底について

令和4年5月以降、東北・関東を中心に降ひょうによる農作物及び農業用ハウスの被害が発生しているところである。

このため、降ひょうに対応した農作物の被害防止に向けた技術指導については、「農業技術の基本指針（令和4年改定）」（注）を踏まえるとともに、作業者の安全確保を最優先に、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止にも十分配慮しつつ、下記について各地域の状況に応じた適切な対応が行われるよう、〔貴局管内の都県に対し、〕技術指導の徹底を図られたい。

（注）農業技術の基本指針（令和4年改定）

農林水産省ホームページ公表

https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kihyo03/gityo/g_kihon_sisin/r4sisin.html

【共通事項】

（熱中症対策）

1. 暑熱環境下で作業を行う場合は、熱中症対策として、高温下での長時間作業を避け、こまめな水分と塩分の補給や休憩を取るように心掛ける。特に、高齢者は、のどの渇きや暑さを感じにくく、気がつかないうちに熱中症になる可能性があるため単独での作業を避け、定期的に異常がないか巡回を行うなど、効果的な対策を行う。また、熱中症予防に関する情報「熱中症警戒アラート」の通知機能を実装した「MAFFアプリ」や熱中症対策アイテムを活用する（農林水産省ホームページ（農作業安全対策）内の「熱中症対策」を参照
https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/index.html）。

（チェックリストと農業版BCPの活用）

2. 「自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストと農業版BCP」（農林水産省ホームページ https://www.maff.go.jp/j/keiei/maff_bcp.html）を活用して、自然災害等のリスクに対する備えの意識を高めるとともに、農作物等の被害防止に向けて事前に必要な対策の実施に努める。

【作目別対策】

1. 野菜

- （1）被害発生時には、欠株の補植、追肥等を的確に行い、生育の回復に努める。
- （2）折損した茎葉の除去と適切な薬剤散布を行い、病害の発生を防止する。

2. 果樹

- （1）ひょう害の発生しやすい地域においては、多目的防災網を設置するなど、恒常的な対策を講じ、被害の発生を未然に防止する。
- （2）摘果前に被害を受けた場合には、枝葉の損傷程度に応じてできる限り優良果を残す。
- （3）摘果後に被害を受けた場合には、一週間程度は樹相を観察した後、枝葉の損傷程度に応じて摘果する。
- （4）被害を受けた場合には、被害程度をよく観察し、今年の生産や翌年の生産への影響を少なくするため、薬剤散布等の適切な管理を継続する。

3. 麦類

- （1）被害を受けたほ場においては、収穫又はすき込む前に農業共済組合の被害確認を受けた上で、収穫作業を行う。
- （2）ひょうにより倒伏の被害を受けたほ場においては、極力、被害を受けた麦を収穫して、ほ場外に持ち出す。
- （3）ほ場外に持ち出さずに一斉収穫する場合は、倒伏していない箇所と倒伏した箇所を刈り分けるなど、極力、品質の確保に努める。
- （4）麦の脱粒が多い場合や、やむを得ずすき込む場合は、後作の施肥量を調整するなど、土壌管理に留意する。